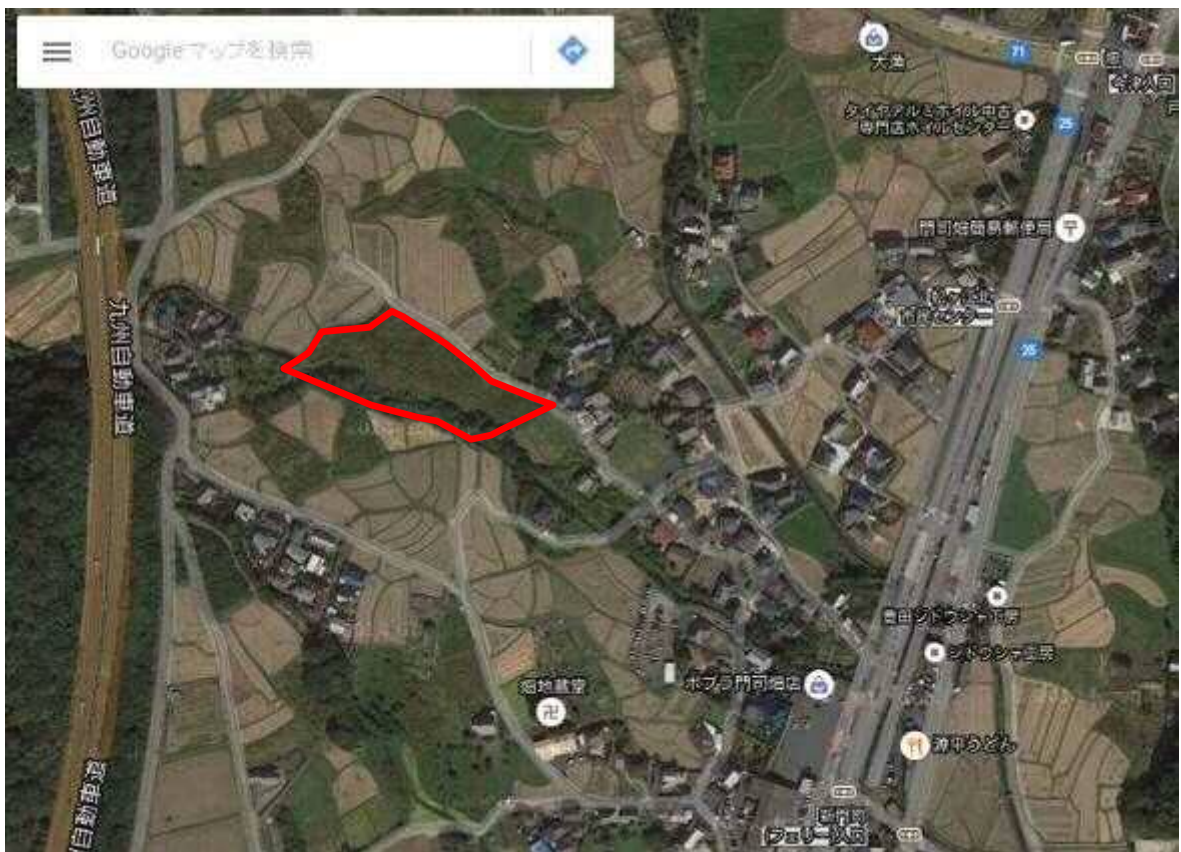


請願 18号に係る位置図



Google Map から

請願 18号に係る箇所図



Google Map から



現地写真（平成 27 年 8 月 27 日撮影）

## 農地法（H25年改正）に基づく遊休農地に関する措置の概要

農地中間管理事業等の活用  
農地法第30条～43条

措置命令（著しい支障がある場合）  
農地法第44条

30条 農地の『利用状況調査』（農業委員会：年1回実施）

遊休農地と判断（農業委員会）

32条 所有者に対して『利用意向調査』（農業委員会）

所有者に農地利用の意向がないとき、  
6ヶ月間、意思の表明がないとき

36条 農地中間管理機構との『協議の勧告』（農業委員会）

2ヶ月間、協議が調わない又は  
協議を行うことができないとき

37条 県への『裁定の申請』（機構）

38条 公告及び所有者への通知（県）

39条 機構が農地中間管理権を取得すべき旨の『裁定』（県：公告、機構・所有者への通知）

40条 機構が農地中間管理権を取得

担い手へ農地の貸し付け（機構）  
（遊休農地状態解消）

44条第1項 病虫害の発生、鳥獣の生息等により、周辺の営農条件に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合、所有者に対して、支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。  
（市町村）

措置を講じないとき、十分でないとき、講ずる見込みがないとき、所有者を確知できないとき、命ずるいとまがないとき。

44条第3項 支障の措置の全部または一部を講ずることができる。  
（市町村）

44条第4,5項 費用の所有者への請求（市町村：行政代執行法準用）

草刈の実施  
（費用は土地所有者に請求）

# 農地法（抜粋）

最終改正：平成二七年九月四日法律第六三号

## 第四章 遊休農地に関する措置

### （利用状況調査）

第三十条 農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならない。

略

### （利用意向調査）

第三十二条 農業委員会は、第三十条の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、農林水産省令で定めるところにより、その農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。）に対し、その農地の農業上の利用の意向についての調査（以下「利用意向調査」という。）を行うものとする。

- 一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

略

### （農地中間管理権の取得に関する協議の勧告）

第三十六条 農業委員会は、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による利用意向調査を行つた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの利用意向調査に係る農地の所有者等に対し、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し当該農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するものとする。ただし、当該各号に該当することにつき正当の事由があるときは、この限りでない。

略

### （裁定の申請）

第三十七条 農業委員会が前条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、農地中間管理機構は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る農地について、農地中間管理権（賃借権に限る。第三十九条第一項及び第二項並びに第四十条第二項において同じ。）の設定に関し裁定を申請することができる。

略

### （裁定）

第三十九条 都道府県知事は、第三十七条の規定による申請に係る農地が、前条第一項の意見書の内容その他当該農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き農業上の利用の増進が図られないことが確実であると見込まれる場合において、農地中間管理機構が当該農地について農地中間管理事業を実施することが当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、農地中間管理権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

## (措置命令)

第四十四条 市町村長は、第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地における病虫害の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下この条において「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

3 市町村長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた農地の所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく、当該支障の除去等の措置を命ずべき農地の所有者等を確知することができないとき。

三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

4 市町村長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該農地の所有者等に負担させることができる。

5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

## 農地法施行令（抜粋）

最終改正：平成二七年一二月二四日政令第四四〇号

### (措置命令の対象となる事由)

第三十四条 法第四十四条第一項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は草木の生息又は生育
- 二 地割れ
- 三 土壌の汚染